

根拠法規	貿易関係貿易外取引等に関する省令第7条
主務官庁	経 済 産 業 省

特 別 一 般 包 括 役 務 取 引 許 可 証

輸出許可番号 BIT-M-GL-20-S10080

有効となる日 2020/11/02

有効期限 2023/11/01

外国為替及び外国貿易法第25条第1項

外国為替及び外国貿易法第67条第1項

貿易関係貿易外取引等に関する省令第2条第2項

に基づき次の条件を付して許可する。

条 件

包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のIIの6の（2）に掲げる条件に従うこと。

経済産業大臣の記名押印

日付 2020/10/14

資格

記名押印

経済産業大臣 梶山 弘志

申請者 本人

申請年月日 2020/10/07

名称 ルネサスエレクトロニクス株式会社

役職名 代表取締役社長兼CEO

RENESAS ELECTRONICS CORPORATION

住所 東京都江東区豊洲3-2-24

氏名 柴田 英利

TOYOSU 3-2-24, KOTO KU, TOKYO TO

郵便番号 135-0061

電話番号 03-6773-3003

(続き無し)

特別一般包括役務取引許可の範囲

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のIIの4の（2）に掲げるもの

下記の技術の提供については、本許可の効力が失われる。1.技術の内容 (1)集積回路の設計、製造に係る技術 (2)暗号化技術 2.該当項番 (1)外国為替令別表の7の項(1)輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(以下「貨物等省令」という)第19条第1項第2号(最小線幅が0.040マイクロメートル以下のものに限る。)(2)外国為替令別表の9の項(1)貨物等省令第21条第1項第7号 貨物等省令第21条第1項第8の2号(ソースコードの提供に限る)貨物等省令第21条第1項第9号(ソースコードの提供に限る) 3.提供地 中国 4.需要者の名称(取引の相手方又は利用する者) (1)Huawei Technologies Co., Ltd. (2)HiSilicon Technologies Co., Ltd (3)ZTE Corporation (4)Beijing Sevenstar Electronics Co., Ltd (5)Chenjing Electronics Co., Ltd (6)Beijing 718 Yousheng Electronics Co., Ltd (7)Beijing 718 Youi Electronics Co., Ltd (8)National Supercomputing Center in Changsha (9)National Supercomputing Center in Guangzhou (10)National Supercomputing Center in Tianjin (11)National University of Defense Technology 5.取引の時点 有効となる日から保有する本許可の有効期限まで下記の技術の提供については、本許可の効力が失われる。1.技術の内容 外国為替令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、輸出貿易管理令別表第1の7の項(2)に該当する貨物の設計又は製造に係るもの2.提供地 中国3.需要者の名称(取引の相手方又は利用する者)(1)THE 13TH RESEARCH INSTITUTE OF CHINA ELECTRONICS TECHNOLOGY GROUP CORPORATION(2)BOWEI INTEGRATED CIRCUITS CO., LTD4.取引の時点 有効となる日から保有する本許可の有効期限まで

許可条件

包括許可取扱要領（平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）のIIの6の（2）に掲げる条件に従うこと。